

デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業に係る伴走支援等業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

デジタル技術を活用した効果的な取組の横展開及び複数市町による共同取組を目指し、日常的な生活サービスの効率化、高度化により、中山間地域の生活環境を向上することを目的とする。

なお、本事業の「伴走支援」とは、単に個別の市町に対する支援に留まらず、複数市町間の連携推進やサービスの広域展開に向けた調整・企画・運営まで含む広範な支援活動を指す。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

24,897千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】提出期限

令和8年3月19日（木）午後4時（必着）

イ 添付書類

公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ・会社概要説明書【様式2】
- ・業務実績説明書【様式3】
- ・グループ構成書【様式4】、委任状【様式5】（グループ企業体で提案する場合）
- ・電子データの保存等に関する申出書【様式6】
- ・登記事項証明書（法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）。写し可。）
- ・財務諸表：最新決算年度の貸借対照表及び損益計算書
- ・広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
- ・消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

※ ただし、広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格（令和6年広島県告示第607号）を有している場合は、登記事項証明書、財務諸表及び納税証明書の提出は必要ないものとする。

ウ 費用の負担

申請書及び上記イに定める必要な書類等（以下「申請書等」という。）作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 申請書等の提出

電子メールによることとする。なお、委任状の提出をする場合は持参又は郵便で提出すること。

オ 虚偽の記載

申請書等に虚偽の記載をした者については、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。

(2) 業務委託仕様書等に対する質問

ア 仕様書等に対する質問書【様式8】提出期限

令和8年3月24日（火）午後4時

提出方法は、電子メールによることとする。宛先は巻末記載の申請書提出先・問合せ先のとおりとし、件名を「デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業に係る伴走支援等業務についての質問」とすること。

イ 上記アに対する回答日等

令和8年3月25日（水）までに、電子メールにより公募型プロポーザル参加者全員に回答する。回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問のみ回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ウ 費用の負担

質問書の作成に要する費用は、公募型プロポーザルの参加希望者の負担とする。

(3) 提案書

ア 提案書提出期限

令和8年3月27日（金）正午（必着）

イ 提案書提出方法

提出方法は、電子メールによることとする。宛先は巻末記載の申請書提出先・問合せ先のとおりとし、件名を「デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業に係る伴走支援等業務の提案書」とすること。

ウ 費用の負担

申請書及び上記イに定める必要な書類等（以下「申請書等」という。）の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 提出された提案書の取扱い

（ア）提出された提案書は、返却しない。

（イ）提案書は、広島県情報公開条例に基づき公開する場合を除き、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

オ 虚偽の記載

提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(4) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施日時等

ア 実施日時

令和8年3月30日（月）（時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する。）

イ 実施方法

オンライン会議システム（Zoom）を利用したオンラインでの実施とする。

ウ 説明時間

1 提案者当たり30分程度を予定し、内訳は次のとおりとする。

　　プレゼンテーション：20分

　　質疑応答：10分

エ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

ただし、オンライン会議システムへの入室は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

オ その他

提案事業者が3者を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。

また、プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。（追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。）

なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

(5) 最優秀提案者の決定等

ア 最優秀者の決定

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、「デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業に係る伴走支援等業務公募型プロポーザル選定委員会」による審査を行い、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

イ 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等

(ア) 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

(イ) 上記(ア)の通知を受けた者は、広島県地域政策局中山間地域振興課に対して、その理由説明を求めることができる。

(ウ) 説明を求める場合は、令和8年4月2日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

(エ) 上記(ウ)に対する回答は、令和8年4月3日（金）までに電子メールにより行う。

(6) その他

ア 支払条件

業務完了後の一括払とする。

ただし、必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。

イ 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

3 業務実績評価の実施事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

(3) 仕様書

(4) 企画提案書作成要領

(5) 評価基準

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

(7) 会社概要説明書【様式2】

(8) 業務実績説明書【様式3】

(9) グループ構成書【様式4】

(10) 委任状【様式5】

(11) 電子データの保存等に関する申出書【様式6】

(12) 取下げ願い書【様式7】

(13) 仕様書等に対する質問書【様式8】

(14) 見積書【様式9】

【申請書提出先・問い合わせ先】

広島県地域政策局中山間地域振興課

中山間地域企画担当

電子メール chichusankan@pref.hiroshima.lg.jp

電話 082-513-2636 (ダイヤルイン)